

労働金庫法第94条第1項において準用する
銀行法第21条の規定に基づく開示項目

(単体情報)

1.金庫の概況および組織に関する事項	
(1) 事業の組織	32
(2) 理事および監事の氏名および役職名	33
(3) 会計監査人の氏名または名称	33
(4) 事務所の名称および所在地	34、35
(5) 労働金庫代理業に関する事項	32
2.金庫の主要な事業の内容	40~43
3.金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	4、5
(2) 主要な事業の状況を示す指標	54
(3) 事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標(業務純益を含む)	54
② 預金に関する指標	64
③ 貸出金等に関する指標	65、66
④ 有価証券に関する指標	67~69
⑤ 信託業務に関する指標	該当なし
4.金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	10、11
(2) 法令等遵守の体制	12、13
(3) 苦情等への対応(金融ADR制度への対応)	17
(4) 社会的責任と貢献活動	19~29
5.財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表	46~49
(2) 損益計算書	50
(3) 剰余金処分計算書	51
(4) 労働金庫法に基づく開示債権	
① 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	52
② 危険債権	52
③ 要管理債権	52
④ 合計額	52
⑤ 正常債権	52
(5) 自己資本の充実の状況	55~63
(6) 有価証券	67~69
(7) 金銭の信託	69
(8) 労働金庫法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 金融先物取引・デリバティブ取引等	69
(9) 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	60
(10) 貸出金償却の額	60
(11) 会計監査人の監査	17、51
(12) 重要事象等	該当なし

(連結情報)

1.金庫およびその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成	70
(2) 金庫の子会社等に関する事項	70
2.金庫およびその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	70
(2) 主要な事業の状況を示す指標	71
3.金庫およびその子会社等の財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表	71~74
(2) 連結損益計算書	75
(3) 連結剰余金計算書	75
(4) 労働金庫法に基づく開示債権	
① 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	75
② 危険債権	75
③ 要管理債権	75
④ 合計額	75
⑤ 正常債権	75
(5) 連結自己資本の充実の状況	76~83
(6) 連結セグメント情報	75

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に
基づく債権

(単体情報)

1.破産更生債権およびこれらに準ずる債権	52
2.危険債権	52
3.要管理債権	52
4.合計額	52
5.正常債権	52

(連結情報)

1.破産更生債権およびこれらに準ずる債権	75
2.危険債権	75
3.要管理債権	75
4.合計額	75
5.正常債権	75

労働金庫の自主開示項目

1.概況等	
(1) 事業方針	8、9
(2) 役員の所属団体等	33
(3) 代表理事・常勤役員の兼職の状況	33
(4) 職員の状況(法定雇用障がい者数を含む)	32
(5) 店舗外自動機設置状況(視覚障がい者対応ATMを含む)	36、37
(6) 大口出資会員	66
(7) 会員数内訳	66
(8) 出資配当等	54
2.経理・事業内容	
(1) 純資産の内訳	46
(2) 利益率	54
(3) 常勤従業員1人当たり預金残高	54
(4) 1店舗当たり預金残高	54
(5) 常勤従業員1人当たり貸出金残高	54
(6) 1店舗当たり貸出金残高	54
(7) 役員報酬の状況	33
3.資金調達	
(1) 預金科目別残高	64
(2) 預金者別内訳	64
(3) 財形貯蓄残高	64
4.その他	
(1) 店舗の主な担当地域	38、39
(2) 沿革・歩み	30
(3) トピックス	31
(4) 商品・サービスの案内	40~43
(5) 手数料	44、45
(6) 当金庫の考え方	2
(7) 全国労金の概要	3
(8) 顧客保護等管理態勢	13~17
(9) 内部統制	18

金額および諸比率の表示方法のご案内

1. 金額単位

- (1) 各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています(ただし、「労働金庫法開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権」については、金額単位未満を四捨五入しています)。
- (2) 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3) 期中増減額(比率)、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しています。
- (4) 該当する項目に計数がない場合は「-」、単位未満に計数がある場合は「0」で表示しています。

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。



近畿労働金庫

大阪市西区江戸堀1丁目12番1号
TEL 06-6449-0102